

編集後記

信州大学法学論集第19号において、研究ノートが3本、判例研究が2本掲載されました。合計5本で民法、EU法、労働法、憲法の分野でした。今後も多くの論考を提出していただき、法学論集が充実することを期待しています。

平成23年度から法律学研究会において民法（債権法）の改正に関する研究を行うことにいたしました。5月、6月、7月の研究会の開催は前号で報告しましたので、それ以降の報告をいたします。10月26日に第4回民法（債権法）の改正に関する法律学研究会を開催しました。そのテーマは「債権者代位権」で、経済学部 栗田晶准教授が報告いたしました。11月30日に第5回民法（債権法）の改正に関する法律学研究会を開催しました。そのテーマは「無効及び取消」で、宗村和広教授が報告いたしました。

「法学論集」は第1号から第5号までが経済学部が責任を持って発行しました。その後、経済学部を引き継ぎ第6号から第19号までは法科大学院が責任を持って発行してきました。当初は年1号制でありましたが、年2号制に変更になりました。本年度は臨時に1号増やして年3号の発行になりました。「法学論集」に掲載された論文が他の雑誌等に紹介され、着実に発展できていると評価できます。今後も、「法学論集」に掲載される教育・研究に関する論文が社会に貢献できる成果を伴うことを願っています。

第6号以降の「法学論集」の執筆者の多くは法科大学院の教員でしたが、経済学部の教員、全学教育機構の教員、他大学の教員、法曹実務家に広がっています。その際に、他大学の教員の講演会も開催いたしました。地域の交流の場としての法学雑誌を目指した歩みが続くことを願っています。

法科大学院の教育活動及び地域貢献を含んだ「法学論集」の発展が「信州法学」の形成に結び付くことを願って止みません。

「信州から新たなことを積極的に発信していくこと」、このことが大事なことであると考えています。小さな歩みでも着実に歩いていけば、いつの日か大きな成果に繋がることを信じています。

FD・紀要委員会

角田光隆，神戸美佳